

平成25年 6 月 20 日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君		8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣	宣 君		9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島 利	美 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本 昌	博 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田 勇	人 君		12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口 正	己 君		13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井 良	信 君		14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道 正	博 君		15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君		総務部税務課長	若 林 優 治 君
教 育 長	久 下 恭 功 君		まちづくり政策部 企画財政課長	田 中 徹 君
総 務 部 長	高 木 和 彦 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本 昌 明 君
総務部担当部長	山 田 吉 弘 君		町民福祉部 健康推進課長	下 村 利 郎 君
まちづくり政策部長	中 西 昭 夫 君		町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川 徹 君
町民福祉部長	北 雅 夫 君		町民福祉部 環境政策課長	中 宮 憲 司 君
町民福祉部担当部長 兼町民生活課長	大 徳 茂 君		都市整備部 産業振興課長	喜 多 哲 司 君
都市整備部長	長 丸 一 平 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上 慎 一 君
教育委員会教育次長	長 丸 信 也 君		都市整備部 上下水道課長	長 田 学 君
消 防 長	永 田 三 好 君		教育委員会 学校教育課長	北 川 真 由 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	重 原 正 君		教育委員会 生涯学習課長	岩 上 涼 一 君
総 務 部 長 総 務 課 長	島 田 睦 郎 君			

求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、7項交通安全対策費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、4項国土調査費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第46号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第49号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、7項交通安全対策費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費の各款項及び第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第50号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、

妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第52号内灘町部制条例の一部を改正する条例については、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第54号常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第56号財産の取得について〔除雪トラック 1台〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第57号財産の取得について〔除雪ドーザ 1台〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第16号T P P交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願については、慎重に審査し採決の結果、不採択とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第17号T P P交渉に関する意見書の提出を求める請願については、慎重に審査し採決の結果、採択することに決しました。

請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

○討 論

○議長【**夷藤満君**】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

[11番 水口裕子君 登壇]

○11番【**水口裕子君**】 議案第49号と議案第52号について、反対討論をさせていただきます。

議案第49号内灘町一般会計補正予算（第1号）第1条の8款土木費3項都市計画費1目都市計画総務費のうち13節委託料、都市計画調査委託料400万円にまず反対の討論をいたします。

この400万円は、北部活性化開発ビジョン策定のための調査委託費で、北部の土地利用方針や基盤整備、地区集落活性化などの課題を整理してお示ししたいと町長が初日の提案理由の説明の中で述べておられます。

私は、この方針に頭から反対しているわけではありません。北部がしっかりした調査に基づいて、適正に活性化されることには賛成です。けれども、この調査の中には北部インターの計画も含まれていて、その計画の中には白帆台中央インターの調査が含まれているということです。

皆様ご存じのように、白帆台中央インターについては昨年の12月、前の八十出町長のときに開かれた地元説明会で、白帆台住民の皆さんから大きな反対がありました。町会長も明確に反対という意見を述べられて、新しく金沢への乗りおりのインターをつくるなら料金所でというのが当時の町執行部と白帆台の合意事項だったと思います。

新しい町長の指導のもと、町の方針が変わり、白帆台中央インター案が再浮上するのなら、まず白帆台の人たちにその必要性や状況の変化を説明し、合意を得てから調査に入るべきです。それが私は筋だと思います。

いつの間にか気がつかないうちに白帆台中央でインターの調査が進んでいるというのは、

住民の皆さんにとって納得いかないことであると思います。

町は、のと里山海道の開通で白帆台の交通量が4割も減ったので、安全・安心が脅かされるというそういうことはなくなったのではないかというふうに言っていますが、この状況変化についてのこの町の説明には私は納得がいきません。

団地内を通過する車が4割減ったということは、白帆台の人たちにとっては歓迎すべきことであって、このまま継続維持したいことでありましょう。説明会を開いて、しっかりとご意見を聞き、説明もしっかりしてから調査を始めるべきだと何度も申し上げてまいりましたが、執行部が聞く耳を持たれないので、この予算については私は反対させていただきます。

昨年、説明会開催をと強く訴えられた議員の皆様方、このたびもやはり説明会が必要だと思っただけのものと思います。この予算についてともに反対していただきますように議員の皆様へ訴えて、これについての反対討論を終わります。

次に、52号内灘町部制条例の一部を改正する条例について反対の討論をさせていただきます。

私は、以前、そんなに多くの部署と部長は要らないのではないか、総務部長だけでいいというふうに質問をしたことがあり、スリム化には賛成ですが、だけれどもこの改正内容を見ると、まちづくり政策部の業務の大半が総務部に引き継がれるということで、重要施策の企画及び調整に関する事、広域行政に関する事というのが都市整備部のほうの仕事に回りました。

言うまでもなく、まちづくりの根幹にかかわる重要な施策は、ハードとソフトという両面から進められていくべきものでありまして、ハードによる基盤整備はまちづくりの大切な部分を占めることは言うまでもありません。

けれども、人と人との関係を築いてまちづくりの担い手となる町民を育て、町全体として知性や文化を高めて町の魅力のアップを図っていくという、そういったソフトの面のまちづくりは、現在、この今の時代は、ハードにまさる大きな位置を占めてきていると思います。どこの自治体も、ゆえにソフトへの政策転換に知恵を絞っているわけです。

内灘町では、住民とともに進めてきた協働のまちづくりがまさにこのソフトの考え方に立ったものだったと思うのです。

少子・高齢化の時代を迎え、内灘町だけが人口をふやし、発展し続けることは難しくなってきました。やはり川口町長も町だけでやるには難しいこともある。住民の皆さんの力もかりてやっていくというふうにおっしゃっております。

協働のまちづくりは、これからも必要だと思うわけです。町の未来をどうつくっていくのか、何に焦点を当てるのか、人であるのか、物であるのか。町の重点施策を進めていくのは、人を軸にしてであるべきだと私は考えます。

町民との協働を含めた重要施策は、総務部で所管し、行政の全組織を有機的に結びつけて進められるべきだと思います。まちづくりの企画立案や総合行政として進められるべき町民が主体となる町行政のセクション全体を調整する機能こそは、行政組織全体を総括する総務部で行うべきものだと考えます。

以上の理由によって、議案52号の条例について反対いたします。

これにつきましても、議員の皆様のご賛同を心よりお願いして、私の反対討論といたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

5番、川口正己議員。

〔5番 川口正己君 登壇〕

○5番【川口正己君】 議案第49号、8款土

木費3項都市計画費について、賛成の立場で討論させていただきます。

この3項都市計画費は、北部ビジョン作成のための調査の400万円でございます。前町長のときから北部のほうにはいろいろな計画が、アウトレットモールとかがありましたが、そのたびに、そのアウトレットモールの位置が変わるたびにインターの位置をころころ変えてみたり、そういったことが再び起きないようにきちんとした北部開発のビジョンをつくるための予算でございます。

以上をもって私は賛成の立場で討論させていただきました。皆様、どうぞご賛同いただきますようお願いいたします。

また、議案第52号内灘町部制条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。今回のこの部制条例の一部を改正する条例については、まちづくり政策部をなくす機構改革でございますが、そもそもまちづくり政策部があったときに、もともと総務部にあった財政をまちづくり政策部に持っていき、企画財政課はもともと総務部にあったわけでございますが、その財政と企画課を一緒にしてまちづくり政策部にした。ということは、財布と、そして一生懸命町がよくなるために考えなんことが一緒になったらどうしてもどっちつかずのことができないと私は考えております。

どうか皆様、賛同をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 私は、議案第49号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第1号）歳出8款3項都市計画費1目都市計画総務費400万円について反対の立場から討論をさせていただきます。

さらに、議案第52号内灘町部制条例の一部

を改正する条例について反対をし、加えて議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この3件について反対の討論をさせていただきます。

まず、先ほどからもございます議案第49号平成25年度内灘町一般会計補正予算(第1号)歳出8款3項都市計画費1目都市計画総務費400万円については、この予算は都市計画調査委託料ということで、北部開発計画ビジョン策定委託料でございます。この予算は、先ほど水口議員からもございましたが、北部地区インターチェンジ建設を前提に計画を進めるためのものであります。

私は、北部地区インターチェンジは、本当に町全体のプラスになるのか。便利性だけで本当にインターチェンジが必要なのか。その策定される北部開発計画ビジョンも明らかになっていない中で、疑問が多く、その必要性、説得力がないように思うわけでございます。

したがって、先に北部インターチェンジ建設ありきではなくて、一度北部インターチェンジ建設を白紙撤回をして、広く町民の意見を聞く、そこから出発をすべきだというふうに考えるわけであります。

その理由から、この議案について反対をいたします。

2つ目には、議案第52号内灘町部制条例の一部を改正する条例について意見を述べさせていただきます。

この議案は、機構改革ということで「まちづくり政策部」を廃止し、4部制を3部制にするというものでございます。具体的には、町政策部が所管していた財政、行政、行政改革、公聴広報、統計等を総務部に、そして都市整備部へ企画政策、広域行政を所管をさせるというものでございます。

これは、町長がかかって現町長の公約である部制廃止の一環として行政組織のスリム化と行政の仕事を町民にわかりやすくするのがねらいであり、目的であるということであり

ます。

しかし、その中身を見ると、町のさまざまな重要政策を企画立案する企画政策部が総務部、つまり財政から離れて都市整備部の所管になるということでございます。

この企画立案部門を総務部財政から離して産業、建設、労働、商工などを所管する都市整備部へ移すことは、現状の限られた町の財政の中で、その町政運営そのものが開発を重視した箱物行政、ハードを重視したものとなり、一方ではこれから迎える高齢化社会の中で町の将来を考えたときに最も重要な住民に対する福祉政策や子供の学校教育、さらには子育て支援策などのソフト面の施策がおろそかになっていく危険性があると言えます。

これはまさに昔の古い町政に逆戻りをするものでありまして、これらは他の自治体から見ても財政部門を抱える総務部門に企画政策を所管させ、ハード事業とソフト事業のバランス調整を図り、優先順位を決めながら、町の施策を進めていく、そのことが現在の地方自治体に問われていることでございます。

そういう実態もあるわけでございまして、私はこの町部制条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

加えて、今回の提案は1つの部をなくして単に仕事を割り振ったものにすぎず、4部制を昔の3部制に戻したもので、各課に対する人員数も従来そのままとなっているのであります。このことは、目的とするスリム化や行政改革面からも中途半端で不十分と言わざるを得ません。

私は、一般質問の中でも言わせていただきましたけれども、部制廃止については賛成でございます。いわゆる縦割り行政的な面をなくして、さらに横断的な組織に改革をし、住民サービスの向上を図っていくことは、今の時代に求められる重要な施策の一つでございます。

したがって、条例改正ではこういう機構改

革をやるんなら業務分掌も見直して大胆なものが必要であるというのが反対する2つ目の理由でございます。

以上、2点で私はこの議案に反対をいたします。

もう一つ、議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の地方公務員給与削減は、ご存じのとおり東日本大震災の復興財源とするために、国家公務員の給与を平均で7.8%削減をしたことを受けて、安倍内閣が地方公務員にも削減を要請し、7月からの給与削減を前提に地方交付税を削減をするものでございます。これは、地方交付税法第3条2項には、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」とされているわけございまして、この面から見ても違法性が高い、そんなふう思うわけでございます。

要請という形で地方交付税削減を用いることは国の政策目的達成の手段としてその道を強要することでありまして、地方自治の本旨に反したものでございます。

さらに、役場職員の給与、労働条件は、人事委員会勧告制度を基本にして、自治体同士の交渉協議を経て定められるものであります。

今回の措置は、ラスパイレス指数という統計指標のみを根拠にして給与の削減を一方的に押しつけられたものでございます。

加えて、当町ではこれまで地方交付税が削減される中で財政を建て直さなければならない、そんなことを理由に、職員数の削減や給与カットで人件費の削減を取り組んできているところでございます。

今回の給与削減は、こうした努力をも踏みにじるものと言わざるを得ません。

今、デフレからの脱却として、安倍内閣は財界に対して異例とも言える賃上げ要請を行っているわけでございます。個人消費が拡大

をしなければ、デフレからの脱却は図られないことはだれが見ても明らかでございます。

町職員の給与削減は、民間の給与にも影響を与え、地域経済に対してもマイナスとなる、そんなふう考えるわけでございます。消費が減少することにつながってしまい、デフレ脱却どころか、ますます不安定な経済状況が生まれてくる、そんな状況も生まれてくる危険性がございます。

私はその立場からも、この一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

どうか議員の皆さんのご理解と、反対していただくことをお願いを申し上げまして、私からの討論にかえさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議案第49号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第1号）歳出8款土木費3項都市計画費について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど水口議員言われました、清水議員も言われました、今、この北部の調査費というものにインターばかりが焦点になっているというふうに私は思うんです。

この北部調査費というのは、川口町長が選挙当時からの公約「北部八策」に基づく北部開発ビジョンを早急に策定すると、こういったものに基づいて今定例会に提案されたものだとは理解しております。

皆さん、思い出してください。あの白帆台地区住民と地権者の説明会、賛成もあれば反対もあった。その中で先ほど水口議員が言われました町と町会が料金所で合意があったというのは、私は一切聞いておりません。こういうことが秘密裏に当時の町政と行われていたのなら、私は由々しき問題だと、そう認識いたしております。

また、現在、のと里山海道、乗ってみたら白尾でしかおけるところがなく、やはり今後の北部開発に対しましてはインターチェンジ並びに町長が言われておりますパーキングエリア、そういうものの設置が北部開発、そしてこの町の発展のために欠かせないものとなってくるでしょう。

やはり町側も私たちに説明していただきましたように、執行部とそして町民の代表であります私たち議会、そこで方針が固まったら白帆台地区住民、そして地権者等になるかわかりませんが説明会を開催したい、こういったことを申しております。

北部地区の住民はメガソーラーに代表されるように、常に先般から翻弄されてきております。工事着工後の説明会という大変納得いかない事例もございました。こういったものをやはり現町政は丁寧、懇切に説明していただけるものと私は理解しております。

そういった意味で、この都市計画費の北部の調査費につきましては、北部住民の希望と今なっております。その希望を奪うことはしないでください。そういった意味で、私はこの都市計画費について賛成をしたいと思っておりますので、ぜひとも皆様の賛成をよろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

[8番 北川悦子君 登壇]

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

先ほど清水議員のほうから詳しく反対討論をされました。私のほうも景気対策の第一は、賃金を上げ、内需を拡大することにあると思っております。逆行していくことはますます経済を冷え込ませることになり、反対いたします。

次に、請願第16号T P P交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願について、委員長報告では不採択でありました。

安倍首相は3月15日にT P P交渉への参加を表明し、4月12日に参加に向けた日米間の事前協議を妥結させました。事前協議では、自動車や保険の分野でアメリカの要求を丸のみにしただけではなく、非関税障壁についてT P P交渉とは別枠で二国間交渉を行うことまで譲歩しました。米国議会の承認を得るためにさらなる譲歩が求められること。

また、昨年12月にT P P交渉に新たに参加したメキシコ、カナダは対等に交渉する権利の放棄を誓約し、参加が認められたとされています。T P Pに参加しても経済効果が少なく、農業への打撃を初め、失うものが大き過ぎます。

参加表明はしていますが、国民の合意のないまま拙速なT P Pへの参加を容認していくわけにはいきません。

T P Pに参加しないように不採択に反対いたします。

請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願、請願第19号公的年金2.5%削減中止を求める請願については、いずれも委員長報告では継続審査でありました。この2つの請願を採択していただきたく、討論いたします。

まず、請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願については、急激な円安が庶民の家計と中小企業の経営を打撃しています。その上、来年4月からの消費税8%、2015年、再来年には消費税10%となれば消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受けます。国の財政をさらなる危機に追い込むことが目に見えております。大企業、高所得者、資産家に、増税ではなく、今まで減税してきた分をもとに戻す応分の負担を求めていくべきであります。低所得者ほど負担が大きくなる消費税増税には反対であります。

また、請願第19号公的年金2.5%削減中止を求める請願について、賛成の立場で討論します。

10年前に物価が下がったのに、年金を下げなかったことを口実につくられた年金2.5%も引き下げる法律です。ことし10月から1%、来年4月にさらに1%、2015年4月にさらに0.5%、3年がかりで実施されようとしています。

消費税増税も実施されれば、もう暮らしていけないという悲鳴が上がっています。不況を何とか克服してほしい。老後の安心が欲しいという願いを踏みにじるものであります。

どうか皆さん、議員の皆さん方の賛同をお願いして、討論といたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 議案第49号、歳出8款3項1目都市計画費400万円について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど水口議員は、調査をする前に説明会をということ非常に強調されて言っておりましたが、私はきちんと住民に説明会を行うためにこそしっかりと調査が必要なんだと思います。

先ほど生田議員も言われましたが、昨年の白帆台での住民説明会のことを思い起こしてください。昨年行われた住民説明会では、町側のきちんとしたビジョンがないまま、曖昧な説明会であったがために、住民に疑問を残し、対立を起した結果の住民説明会になったのではないのでしょうか。

今回、川口町長が内灘町の将来における得策は北部にあると明確におっしゃっています。そして、その目標、目的に向かって町民、住民が皆さん夢を抱いていることと私は思います。

ここに今、こうやって北部に対する夢と将

来にかける思いをしっかりとこの調査費で目標、そして内灘町のビジョンを打ち立てることが私は大変重要であると感じています。ですから、これ以上住民の皆さんの夢を奪うようなことは私はしたくありません。しっかりと内灘町の目標に向かって、しっかりと調査をした上で住民説明会を行うことが私は順序だと思っております。

以上の観点から、私は賛成の立場で意見を言わせていただきました。

どうぞ議員の皆様には、町民の皆様のこれ以上の混乱を招かないためにも賛成をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

1番、太田臣宣議員。

〔1番 太田臣宣君 登壇〕

○1番【太田臣宣君】 議案第49号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第1号）、歳出8款土木費、都市計画費につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

また、もう一つ、請願第19号公的年金2.5%削減中止を求める請願書につきまして、継続審査に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、8款土木費の都市計画費であります。この調査設計等委託費につきましては、北部開発の第一歩であります。北部におきましては、さまざまな課題を抱えておるということは、皆さんご承知のとおりであります。土砂災害警戒区域、幹8号道路の振りかえ、また白帆台商業地域、ほのぼの湯、総合公園、多くの課題が残っており、北部開発の調査することが何が悪いのでしょうか。インターチェンジにおきましても、町長は議会の皆さんにしっかりとお示しして審議をしたいと、そこまでお話しされました。

まだ調査もされていない段階であります。何とぞ北部開発の第一歩を進めるためにも、

皆さんに賛成ということでご理解願いたいと思います。

続きまして、請願第19号公的年金2.5%削減中止を求める請願書についてであります。公的年金は物価スライド形式となっております。なかなかデフレ脱却できない中、公的年金引き下げ、国会のほうも踏み切れずに今まで進んでまいりました。公的年金2.5%削減決まった中であります。今、安倍政権がアベノミクスを進めることによって円安、株高、また10年間で150万円の所得増を図っていく。デフレが脱却しますと、公的年金も物価スライド形式でありますので必ず上がっていくのであります。今やらないでいつできるのでしょうか。

また、これは不採択ということではありません。委員会では継続審査ということになっております。議員としてしっかり公的年金についてももう少し見詰め直しながら審査していくべきと思っております。何とぞ継続審査に賛成の立場で皆さんのご理解をよろしくお願いいたしまして、私の討論を終わります。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕並びに議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第41号並びに議案第42号はいずれも原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第43号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第44号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕並びに議案第45号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第5号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第44号並びに議案第45号はいずれも原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第46号専決処分承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第47号専決処分承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第48号専決処分承認を求めることについて〔平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第49号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第50号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第51号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第52号内灘町部制条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第54号常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第55号乳児

及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第56号財産の取得について〔除雪トラック 1台〕並びに議案第57号財産の取得について〔除雪ドーザ 1台〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第56号並びに議案第57号はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第16号T P P交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第16号T P P交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第16号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

請願第17号 T P P 交渉に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、請願第17号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第18号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第18号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第19号公的年金2.5%削減中止を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第19号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。



○追加議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、追加議案の

上程を行います。

議案第58号副町長の選任につき同意を求めることについて、議案第59号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて並びに、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括して議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、6月11日の議会開会以来、連日におたまりまして慎重なるご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、今ほど今定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、適切なるご決議を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、現在空席となっております内灘町副町長に上出孝之氏を7月1日付で選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成25年6月24日をもって任期満了を迎えます現委員の古平真一氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の切石権之介氏が平成25年9月30日をもって任期満了を迎えるため、その後任として根畑利治氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるも

のでございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の栗森優子氏が平成25年9月30日をもって任期満了を迎えるため、その後任として、荒船眞由美氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明をいたしました。どうぞ適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明は終わりました。



○議案の委員会付託の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま提出された議件については、人事に関する案件につき、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま提出された議件については委員会付託を省略することに決定いたしました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより追加議案の採

決に入ります。

議案第58号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第58号副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第59号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第59号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、いずれも適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、諮問第1号並びに諮問第2号の2議案は、いずれも適任とすることに決定いたしました。



○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 08 分 休憩



午後 2 時 35 分 再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 追加日程第 1、先ほど採択されました議会議案第 2 号 T P P 交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。本議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第 2 号 T P P 交渉に関する意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては議長に一任願います。



○閉会中継続審査及び調査

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。



○議会広報対策特別委員会委員
並びに議長の県外行政研修、
式典への派遣

○議長【夷藤満君】 次に、議会広報対策特別委員会委員及び私、議長の県外行政研修、式典への派遣についてお諮りいたします。

来る 7 月 29 日から 30 日までの間、議会広報対策特別委員会委員及び私、議長を第 78 回町

村議会広報研修会のため東京都へ。8月24日から26日までの間、北海道猿払村開村90周年記念式典参加のため、私、議長を派遣したいと思います。

なお、派遣する議員の出張等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。



○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成25年第2回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審議いただき、まことにご苦労さまでした。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員